

第 37 回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和 7 年 6 月 25 日（水）

開催場所 鷺宮西コミュニティセンター ボランティアビューロー A・B

開会時刻 午後 2 時 00 分

閉会時刻 午後 2 時 53 分

第 37 回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第 195 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 196 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 197 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 198 号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第 186 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について

報告第 187 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について

報告第 188 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 189 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第 10 閉 会

農業委員

出席委員 16名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田 孝 行 君
2 番	岸 田 一 男 君		3 番	池 田 庄 司 君
4 番	岡 田 武 君		5 番	川 鍋 優 君
6 番	柴 崎 行 雄 君		8 番	大 澤 一 樹 君
10 番	小 沼 健 司 君		12 番	坂 卷 昭 一 郎 君
13 番	宮 城 与 四 郎 君		14 番	野 口 和 幸 君
15 番	籠 宮 信 寿 君		16 番	坂 卷 泰 子 君
17 番	早 野 公 夫 君		18 番	奈 良 晴 夫 君

欠席委員 3名

7 番	高 橋 眞 一 君	9 番	渡 邊 敏 男 君
11 番	高 橋 七 海 君		

推進委員

菖蒲 10	石 井 松 江 君
-------	-----------

事務局

事務局長	田 中 智 也	副主幹 兼係長	田 口 一 美
主 任	松 田 知 也	主 事	横 山 玲 央

午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、第37回農業委員会総会を始めます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、7番、高橋眞一委員、9番、渡邊委員、11番、高橋七海委員より欠席のご連絡をいただいております。

初めに、長谷川会長よりご挨拶申し上げます。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員を指名させていただきます。私のほうから指名をさせていただきます。10番、小沼委員、12番、坂巻委員、よろしくお願いします。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程の第4、経過報告に入ります。

事務局長、お願いします。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回総会より本総会開催前までの経過について、ご報告いたします。

総会議案の3ページ、4ページを御覧ください。初めに、5月29日、埼玉県農林部農業政策課主催による農地改良等の取扱いに関する説明会がウェブにおいて開催され、松崎主任、松田主任が出席いたしました。説明会の内容は御覧のとおりでございます。

次に、6月3日、埼玉県農林部農業政策課主催による令和7年度第2回農地事務新任担当者研修会がウェブにおいて開催され、田口副主幹が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、6月11日、埼玉県農業会議主催による令和7年度農業者年金担当者研修会が埼玉教育会館及びウェブにおいて開催され、松田主任が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。今月の経過報告について何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。よろしいですか。早野委員。

○17番（早野公夫君） 去年、事務局から農地あっせんの依頼があったのですが、それで地主さん、それから、以前やっていた農業委員さんのところに行っているいろいろ聞きまして、農地あっせんしたのですが、最近になってちょっとその話は御破算になりました。農業をやりたいという動機が溪流釣りに行ってトマトを食べたら、うまかったからやりたいという動機だったのですが、では、トマトのハウスか何かでやるのかなと思ったのです。でも、よくよく調べていったら、どうもその辺が口実であって、そうではないような気がしてきたので。あっせんについては、いろいろ調べてから皆進めてもらいたいと思うのです。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 分かりました。

それでは、ほかに何かありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第195号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第5、議案第195号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第195号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の6ページを御覧ください。申請書番号252306番、譲受人は鴻巣市在住の方、譲渡人は菖蒲町菖蒲在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町菖蒲地内の畑2筆、792平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は新規就農でございます。取得後につきましては野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号253304番、譲受人、譲渡人、いずれも佐間在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の畑1筆、271平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、これまで本申請地を借入れし、野菜の作付をしておりましたが、1度貸借を解約し、本申請に至ったものでございます。取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

以上の案件につきまして、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（大澤一樹君） 8番、大澤です。6月10日に長谷川会長と面談を行いましたので、ご報告させていただきます。

申請書番号252306、資料の1番になります。農地の場所なのですけれども、モラージュ菖蒲の駐車場側の市道から入った場所となります。こちら資料1を見ていただくと、2枚に分かれていると思うのですが、道路側に梅が植えてあり、キュウリが作付されております。会長と私と面談を行いました、特に何も問題なく耕作されており、何も問題ないと思います。また、農機具の所有状況から許可相当と判断しました。

以上です。

○18番（奈良晴夫君） 続きまして、18番、奈良でございます。6月20日に現地調査を行いました。申請書番号253304、資料ナンバー2でございます。申請地は、栗橋西小学校の北側に隣接しております。農地の状況は畑で、野菜を作付しています。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から申請地を取得後も適正に耕作するものと思われれます。

以上、本案件については申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたします。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございました。

ただいまの大澤委員、奈良委員からの調査報告について質問をお受けします。

岸田委員。

○2番（岸田一男君） 252306の菖蒲町陣屋の方なのですが、どういう新規就農で、ヒアリングしたということなのですが、農業機械を持っているということなのなのですが、農業機械、何をお持ちになっているのですか。それを

教えてください。

○会長（長谷川 勲君） 大澤委員さん。

○8番（大澤一樹君） まずトラクターがあります。あと軽トラックがあつて、あと田植機という状況です。譲渡の方、お母さんが梨をやっている、私も剪定が終わっていなかったときに手伝いに行ったりして、もともと現地で農業を一生懸命やっている方なので問題ないかと思いました。

○2番（岸田一男君） ありがとうございました。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

そのほかに質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第195号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案196号

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案第196号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第196号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の8ページを御覧ください。申請書番号253402番、申請者は春日部市在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の畑1筆、346平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で追認案件でございます。敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から住宅への進入路等として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前からの非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○18番（奈良晴夫君） 申請書番号253402、資料ナンバー3でございます。申請地は、栗橋西小学校から西へ350メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、北側と東側が市道、南側と西側が農地となっております。この案件については追認案件であり、新たな工事等は行われないことから周囲の農地への被害を及ぼすことはないものと思われま。

以上、本案件については申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたします。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございました。

ただいまの奈良委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第196号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第197号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第197号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第197号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の10ページを御覧ください。申請書番号251507番、譲受人は久喜東2丁目に本店を置く法人、譲渡人は野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑2筆、196平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、当該申請地の近隣に長屋住宅を建設する予定ですが、敷地内では必要とする駐車スペースを確保することが困難なため近隣で土地を探していたところ、土地の所有者から了承が得られたことから今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号251508番、譲受人は久喜東3丁目に本店を置く法人、譲渡人は野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内の畑3筆、1,218.47平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。本件につきましても、譲受人は当該申請地の近隣に長屋住宅を建設する予定ですが、敷地内では必要とする駐車スペースを確保することが困難なため近隣で土地を探していたところ、土地の所有者から了承が得られたことから今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、11ページを御覧ください。申請書番号253501番、譲受人は大阪府大阪市北区に本店を置く法人、譲渡人は佐間在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の田1筆、1,072平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります太陽光発電設備のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、建設関係や不動産関係などの業務を営んでおりますが、設立当初から社会に貢献したいとの思いがあり、太陽光発電設備の設置を計画しました。太陽光発電設備の設置に当たり、事業可能な用地を探していたところ、土地の所有者から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号253504番、譲受人は東京都練馬区に本店を置く法人、譲渡人は東京都足立区在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の田2筆、171.8平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。周辺には住宅が多く建ち並んでおり、公共施設や学校、商業施設が近隣に点在していることから、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございまして、申請地に建

売住宅を2棟販売する予定となっております。

続きまして、申請書番号253505番、譲受人は加須市に本店を置く法人、譲渡人は加須市在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の畑1筆、田1筆、合計2,995平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で、転用期間は5か月間となっております。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地であります。農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地は、隣接地より低い土地にあり、水はけが悪く休耕状態にありますが、盛土、整地等を行い優良農地に変え、畑として利用したいとのことでの農地改良となっております。工法は、現在の表土を下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しによるものでございまして、採掘の深さは60センチ、現況面よりおおむね200センチのかさ上げを行う計画でございます。搬入土は、建設現場で発生した土を改良したもので、農地改良後は芝の作付を予定しているということでございます。

続きまして、12ページを御覧ください。申請書番号254504番、譲受人は川口市に本店を置く法人、譲渡人は上内在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の田15筆、畑3筆、墓地1筆、合計8,177平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で、転用期間は5か月間となっております。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地であります。農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地は、隣接地より低い土地にあり、水はけが悪く休耕状態にありますが、盛土、整地等を行い優良農地に変え、畑として利用したいことでの農地改良となっております。工法は、現在の表土の下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しによるものでございまして、採掘の深さは70センチから100センチ、現況面より70センチのかさ上げを行う計画でございます。搬入土は、川口市の建設現場で発生した一般建設残土であり、農地改良後は小麦の作付を予定しているということでございます。

以上の案件につきまして、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小沼健司君） 10番、小沼でございます。6月21日に5番の川鍋委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。今回、久喜地区は2案件ありますので、続けて発表します。

申請書番号251507番、資料4になります。申請地は、JR久喜駅から北東に800メートルほどの集落内に位置しております。農地の現況は畑できちんと管理されておりました。数日前に耕したと思われ、大分きれいでした。周囲は、北側が宅地、東側が水路、南側が鉄道用地、西側がU字溝を挟んで鉄道用地となっております。被害防除につきましては、隣接する農地はありませんので報告はありませんが、参考までに申請地を周囲の土地より地盤高を低くして隣地への被害防除をします。排水、雨水につきましては、敷地内に碎石を敷いて浸透処理する計画となっております。この案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断しました。

続きまして、申請書番号251508番、資料5になります。申請地は、市立久喜北小学校から東に200メートルほどの集落内に位置しております。申請地は2か所となっております。農地の現況は、2か所とも畑できちんと管理されておりました。刈り払いにより草の処理がされておりました。

まず、左上の申請地を説明します。周囲は北側が市道、東側が住宅、南側が市道、西側が水路となっております。

次に、下の申請地を説明します。周囲は、北側が市道、東側が市道、南側が畑、西側が水路となっております。

被害防除につきましては、2か所とも同じ対策をしますので、左上の申請地は隣接農地はありませんが、下の申請地にありますので、報告します。敷地の周囲にコンクリートブロックを設置して、周囲に被害を及ぼさないようにします。排水、雨水につきましては、敷地内に砂利を敷いて流し、敷地内浸透処理をしますので周辺の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。この案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断しました。

以上でございます。

○18番（奈良晴夫君） 続きまして、申請書番号253501、資料ナンバー6でございます。申請地は、カインズホーム大利根店から西へ300メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、北側と西側が宅地、東側は農地、南側は市道です。被害防除については、隣接地へフェンスと側溝を設置することから、周囲の農地へ被害を及ぼすことはないものと思われます。

続いて、申請書番号253504、資料ナンバー7でございます。申請地は、栗橋西小学校から西へ100メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、北側は宅地、東側と南側は市道、西側は農地でございます。被害防除については、隣接境界へブロックを施工し、雨水の流出を防ぐことから周囲の農地へ被害を及ぼすことはないと思われます。

続いて、申請書番号253505、資料ナンバー8でございます。申請地は、栗橋西小学校から北へ600メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、北側が農地、東側は排水路、南側は市道、西側は宅地でございます。被害防除については、隣地の間に側溝を設け、1メートルセットバックし、さらに1メートル平場を設けることにより周囲の農地へ被害を及ぼすことはないと思われます。

続きまして、申請書番号254504、資料ナンバー9でございます。申請地は、上内地内の鷺宮西中学校から南に200メートルほどに位置する田園地帯でございます。周囲は、北が田、東が市道、南が田、西が宅地と市道でございます。小麦を栽培する予定で、排水不良の改良目的での転用です。現地は管理されており、周囲も田園であることから、被害防除及び排水について問題はないものと判断いたします。

以上、これらの案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であるものと判断いたします。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） それでは、ただいまの小沼委員、奈良委員からの調査報告について質問をお受けします。

岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） 253504の11号区域のこの2棟の住宅の排水、汚水の処理がどういうふうになっているかちょっと教えてもらいたいのですけれども。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主事（横山玲央君） 事務局の横山です。当該申請の排水につきましては、合併浄化槽を設置し、それをU字溝に排水する計画となっております。土地利用計画図と排水計画図がちょっと別なものでして、土地利用計画図を添付しているのですが、そちらの記載がなくて申し訳ございませんでした。

○2番（岸田一男君） 分かりました。

○会長（長谷川 勲君） それでは、そのほかに質問はございませんか。

はい。

○14番（野口和幸君） 14番、野口です。253505、2メートル下に掘削して、さらに何か建設残土が何かにして埋立てするのですか。その上を天地返しして、その土を載せるというようなことになっているのですけれども、これはあれ

ですか、2メートル掘削して、それで建設残土入れるという話ですよ。

○主任（松田知也君） 農地は道路より200センチ元から低いので、そこを土を入れて埋めるという形なので、掘削自体は60センチ採掘するだけです。

○14番（野口和幸君） では、例えば2メートルを盛土すると。要するに盛土というよりも残土入れるということの申請になっていますけれども、それでいいわけですよ。

○主任（松田知也君） はい。

○14番（野口和幸君） 天地返しした土を上に乗せて作物作ることですけれども、その下の2メートルを掘削して残土入れるということについて、これは何か確認するのですか。

○主事（横山玲央君） 事務局の横山です。搬入する土につきましては、基本的には成分表を提出いただいております。農地改良の案件につきましては、農業委員会の農地改良の手続だけではなく、環境課で土砂条例に基づく埋立ての手続を行います。農業委員会は農地改良して田畑転換するという手続になってくると思うのですけれども、土砂条例につきましては、そういう成分の悪い土を入れないかどうかというところを審査するようなものでして、そこに提出いただいている成分表をいただくことで有害物質が入っている土ではないということを担保に問題ないというふうに判断させていただいております。

○14番（野口和幸君） それは、規定どおりの埋立てですよ。では、その2メートルの埋立てですということ申請されていますけれども、それは確認するのですか。どこで確認するのですか、2メートルまでの。例えば、3メートル、4メートル掘られても、どこかで確認していかなければ何メートルでも掘ってしまうわけですよ。

○主事（横山玲央君） 今回掘削するのは60センチなのですけれども、農地改良の要綱上、掘削の深さというのは150センチまでと決まっております。なので、150センチ以上掘るということについては、うちとしては認めないという方向になります。

○14番（野口和幸君） なぜこのような質問をするかというと、過去に私のところのやはり近く埋立てしているところがあるのですけれども、そこが、深さがバックホーが目一杯掘って、5メートル、6メートル、そのぐらい掘り進んで、訳分らないのを入れているところがあるのです。それで、田んぼ作っていて毎年、毎年その水がとにかくとんでもない臭い水とか、訳分らない何か真っ黒な水が流れてきているようなところがあるものですから。埋立てについては非常にきちんと現地を確認しない限りは、夜中に来て掘っているような、そういうところが現にあるものですから。これ申請書が、こういうきちんとした形の申請書になっていますけれども、最終的にこれ確認していかないと、やはり訳分らないものが入ってきて周りに迷惑をかけてしまうと、そういう結果になるのではないかなというふうにはちょっと心配しております。

○主事（横山玲央君） 補足ではあるのですけれども、環境課のほうですと、埋立て後に埋め立てた土地の成分表というのを、埋め立てた後の検査というものがあります。埋立てに関してはちょっと慎重というか、そういったところもあると思いますので、農業委員会と環境部門で連携して適切に対応してまいります。

○14番（野口和幸君） その次の254504、これについても同じような感じですか。

○主事（横山玲央君） そのとおりです。

○14番（野口和幸君） では、これも最終的に確認をされるということで理解してよろしいですね。

○主事（横山玲央君） そのとおりです。

○14番（野口和幸君） ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） 農業委員の皆様も、ちょっとおかしいようなものを運んで入れているとかしたら、農業委員会の事務局にすぐ連絡して対応を取ってもらいたいと思います。今はほとんどいないと思いますけれども、昔は、が

らとか、そういうのを入れるところもありましたから。その辺は、何か見たらすぐ事務局に連絡して対応を取ってもらいたいと思います。

それでは、そのほかに質問はございませんか。

小沼委員。

○10番（小沼健司君） 10番、小沼でございます。今回も現地調査を行ったわけですが、隣接する農地がないところも過去にも何回かやっているのですけれども、そういう、これでも一応防除策というのをやって、コンクリートブロックをやったり、敷地内に雨水を浸透させるということをしていますけれども、それがなくても隣接する農地がない場合は許可が下りるのですか。何の対策もしなくてもということをやちょっと聞きたいのですけれども。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主事（横山玲央君） 事務局の横山です。農地転用の許可基準の中で周囲の農地等、水路であったりとか農地に対して被害が及ぶものは許可できないというふうにされているのです。逆を返せば、そのやらなかったことで不許可にできないというところがあります。ただし、何も求めないわけではなく、隣接とのトラブルというのは発生するおそれがあると思うので、必要に応じて対策は指導しております。

○10番（小沼健司君） そうですね。

いや、今までそういうところもあったのですけれども、皆さん、それなりに対策はしているので、今ちょっと思ったので質問させていただきました。ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） それでは、そのほかに何か質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第197号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第198号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第198号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第198号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、議案書の14ページを御覧ください。

初めに、久喜4番、設定を受ける農地は、六万部地内の田1筆、1,593平米でございまして、六万部在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、菖蒲3番、14ページから15ページを御覧ください。設定を受ける農地は、菖蒲町三箇地内の畑23筆、1万7,542平米でございまして、菖蒲町小林に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、賃貸借権ほかの設定、普通畑利用6年間、賃借料は反当たり3,000円となっております。

続きまして、菖蒲4番、設定を受ける農地は、菖蒲町上栢間地内の畑6筆、3,468平米でございまして、菖蒲町上栢

間在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権ほかの設定、普通畑利用6年間、賃借料は反当たり1,000円となっております。

続きまして、菖蒲5番、設定を受ける農地は、菖蒲町小林地内の田2筆、3,851平米でございまして、菖蒲町小林在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、水田利用10年間、賃借料は反当たり9,887円ほかとなっております。

続きまして、鷲宮1番、16ページを御覧ください。設定を受ける農地は、上内地内の田1筆、842平米でございまして、上内在住の方となっております。設定する権利は使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第198号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

田口係長、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 初めに、議案書の18ページを御覧ください。農地法第4条の届出でございます。今月は、3件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、20ページから22ページを御覧ください。農地法第5条の届出でございます。今月は8件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、24ページから25ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は4件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、27ページから29ページを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は6件の合意解約に係る通知が届出されております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何か質問がありましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今月は、認定農業者の認定に関する意見照会が2件ありました。農業委員さんについての照会もございますので、これを除いて説明いたさせます。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

田口係長、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 認定農業者を認定するに当たりましては、農業経営者から市に対して農業経営改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か農業委員会の意見を求められるものでございまして、今月は2件の申請が提出されております。

それでは、総会資料と一緒に配付させていただきましたA4コピーのもので、表側に、農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれておりますものが2点ございますが、右肩に数字の2と書かれているものを御覧ください。菖蒲町新堀に事業所を置く法人で、現在の作付面積は636アール、今後農地を借入れするなどして786アールまで拡大する計画でございます。目標とする営農類型は、稲作、果樹の複合経営でございます。今後借入れをするなどし、耕作面積を増やすとともに利用集積を行い、作業の効率化を図ること。また、顧客への情報発信、販路拡大を積極的に実施するなどの経営改善を目標としております。こちらの法人は、平成27年7月に久喜市の認定を受けており、今回は2回目の更新申請となります。現在久喜市だけでなく、他市でも耕作していることから県で認定することとなり、協議の依頼があったものでございます。現在も久喜市の認定農業者であり、地域の中で精力的に担い手として活動されていることから、認定について支障ないものと考えております。

説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何か質問がありましたらお受けいたします。よろしいですか。

○1番（杉田孝行君） ちょっといいですか。

○会長（長谷川 勲君） はい、杉田委員。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田です。今スピードスプレーヤーというふうに、1とあるのですがけれども、水稻をやっている、ほかの機械もあるのではなからうかと思うのです。加えて加工品もやっておるので、それぞれの加工品の備品もあると思われますので、お聞きしたいと思います。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） こちらに書かれているものは取得計画ということで、現在持っているものについては書かれておりません。今後購入する予定のものとなっております。

○1番（杉田孝行君） 現在1台だけ。

○会長（長谷川 勲君） ええ、大きい機械というのは多分あると思います。

○1番（杉田孝行君） ありますよね。

○会長（長谷川 勲君） 加工品については、餅とか煎餅とか何でも作っています。農産物は、サイボクハムにも梨とかキウイは運んでいます。グリーンセンターでも煎餅とか、そういうのは菖蒲のグリーンセンターで売っています。ここところは。

○1番（杉田孝行君） こういうこの申請の際には、そういうものも現状あるものをちゃんと書いていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○会長（長谷川 勲君） 本当は、農業振興課からの受付がちょっと。あちらの担当ですので、すみません。

そのほか何かありますか、質問が。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） で

は、なしの声がありますので打ち切ります。

それでは、ただいまの説明のありました農業経営改善計画につきまして、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと思います。

2件目の照会につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、岸田委員さんにおかれましては暫時ご退席願います。

〔2番 岸田一男君退席〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

田口係長、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 続きまして、右肩に数字の1と書かれているものを御覧ください。現在の作付面積は155アールで、目標とする営農類型は稲作、麦類作、雑穀、豆類の主穀単一経営でございます。今後は、借入れをするなどし、耕作面積を増やし、増産を図ること。補助金や制度融資を活用して機械を購入し、効率化を図ることなどを目標にしております。現職の農業委員として地域の中心となる担い手として活動されておりますことから、認定について支障ないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何か質問がありましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された農業経営改善計画につきましては、現在農業委員として地域農業の中心となっており、今後は経営規模を拡大し、地域における優良農地の集積などが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって、支障なしの意見として決定をいたしたいと思います。

岸田委員の入室を認めます。

〔2番 岸田一男君着席〕

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 2時53分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和7年6月25日

久喜市農業委員会会長 長谷川 勲

署名委員 小沼 健司

署名委員 坂巻 昭一郎